

みやま市運送事業者支援金のお知らせ

みやま市では、燃料費高騰等の大きな影響を受けながらも、公共物流サービスを支える市内の運送事業者に対し、運送事業者支援金を交付いたします。

支援対象となる事業者

- みやま市内に本社又は営業所を設置して事業を営むトラック運送事業者(貨物自動車運送事業)
(※許認可庁よりその営業につき、令和 6 年 7 月 1 日時点で許可を受けている事業者で現在も事業を継続している事業者に限る。)

支援金の交付額

- 1事業者につき【車両数 × 2万円】の合計額
(注1) 交付回数は1事業者につき1回限りとします。
(注2) 車両数は、令和 6 年 7 月 1 日時点で許認可庁に登録されている車両であって、みやま市内での運行に係る事業用として供している車両の台数をいいます。

申請期間

令和 6 年 7 月 1 日(月)から令和 6 年 9 月 30 日(月)まで



申請方法

- (1) 運送事業者支援金交付申請書
 - (2) 運送事業者支援金請求書
- 下記の書類を添えて、みやま市役所商工観光課まで、持参または郵送により提出ください。

[添付書類]

- ① 道路運送法に基づく運輸局発行の許可証・認可証の写し
 - ② 「交付対象車両一覧」を記入、該当する車両の自動車検査証(車検証)の写し
 - ③ 役員等調書及び照会承諾書(みやま市暴力団排除条例)
- ※申請書類は返却しません。必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。

❖問い合わせ・提出先❖
〒835-8601
福岡県みやま市瀬高町小川 5
みやま市 商工観光課商工観光係
TEL 0944-64-1523
Mail shoukou@city.miyama.lg.jp